明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○競馬法施行規則及び日本中央競馬会法施行規則の一部を改正する省令（農林水産七三）　一
〔告　示〕
○紛失の届出により失効した旅券の告示（外務三二九）　三
○吉野熊野国立公園の公園区域を変更する件（環境一一六）　四
○吉野熊野国立公園の公園計画を変更する件（同一一七）　五
○吉野熊野国立公園の特別地域の区域を変更する件（同一一八）　五
○吉野熊野国立公園の乗り入れ規制区域を指定する件（同一一九）　六
○吉野熊野国立公園の特別保護地区の区域を変更する件（同一二〇）　六
○吉野熊野国立公園の海域公園地区を指定する件（同一二一）　六
○自然公園法第二十二条第三項第二号の規定に基づき、環境大臣が指定する区域及びその区域ごとに指定する動植物を定める件の一部を改正する件（同一二二）　七
〔資　料〕
四半期別ＧＤＰ速報（二次速報）（二〇一五（平成二十七）年四～六月期）（内閣府）　七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二九
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、西日本高速道路株式会社工事完了及び一部完了、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、厚生年金基金解散・清算人就任、企業年金基金変更関係　四
地方公共団体
教育職員免許状失効取消し、行旅死亡人、公示送達関係　六
会社その他
会社決算公告　七

省令

○農林水産省令第七十三号

競馬法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第十八号）及び競馬法施行令及び日本中央競馬会法施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三百二十二号）の施行に伴い、並びに競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第三条、第六条第四項（同法第二十二条において準用する場合を含む。）、第七条（同法第二十二条において準用する場合を含む。）、第十三条（同法第二十二条において準用する場合を含む。）、第二十三条第一項及び第二十九条の三、日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）第十九条第三項並びに日本中央競馬会法施行令（昭和二十九年政令第二百五十八号）第四条第一項の規定に基づき、並びに競馬法及び日本中央競馬会法を実施するため、競馬法施行規則及び日本中央競馬会法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月二十四日　農林水産大臣　林　芳正

競馬法施行規則及び日本中央競馬会法施行規則の一部を改正する省令

（競馬法施行規則の一部改正）

第一条　競馬法施行規則（昭和二十九年農林省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十二条」を「第六十四条」に改める。

第二条第二項第一号中「休日又は」を「休日、」に、「の日の」を「又は十二月二十八日の」に改め、同項第二号中「場合」の下に「（同号の日取りによつて定めた開催日が十二月二十八日である場合にあつては、変更後の開催日がその翌日又は翌々日である場合）」を加える。

第三条中「第三条第二項」を「第四条第二項」に改め、同条第四号中「第十四条第一項第四号（令第十七条の七」を「第十条第一項第四号（令第十七条の四」に改める。

第五条の次に次の一条を加える。

（海外競馬の競走についての勝馬投票券の発売に係る認可の申請）

第五条の二　競馬会は、法第六条第四項の認可を受けようとするときは、勝馬投票券を発売しようとする海外競馬の競走について、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一　当該競走の名称及び日時並びに当該競走が実施される国又は地域及び競馬場の名称

二　勝馬投票法の種類（法第七条に規定する勝馬投票法の種類をいう。第七条第八項、第五十四条の二第一号及び第二号並びに第五十四条の三第一項において同じ。）

三　勝馬投票券の発売方法

2　前項の申請書には、同項に規定する競走を実施する者その他の当該競走に関する映像についての権利を有する者との間における当該映像の提供に係る契約書の写しを添付しなければならない。

第七条第八項中「（法第七条に規定する勝馬投票法の種類をいう。第五十四条の二第一号及び第二号並びに第五十四条の三第一項において同じ。）」を削り、「宣言」の下に「（海外競馬の競走にあつては、海外競走勝馬投票執務委員の着順の確認）」を加える。

第八条第一項中「競走においては、競馬会」を「中央競馬の競走（競馬会が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走を除く。以下同じ。）においては、競馬会」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　競馬会が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走においては、海外競走勝馬投票執務委員が確認した着順をもつて各馬の着順とする。

第十五条第四号中「第十四条第一項第四号」を「第十条第一項第四号」に改める。